

## 和牛遺伝資源関連2法のポイント

### 1 家畜改良増殖法の一部を改正する法律

- ・家畜人工授精所から生産・流通状況等の行政への定期報告を義務化  
精液・受精卵について、家畜人工授精所以外での保存禁止を法定化
- ・和牛の精液等（告示で指定）については、ストローへの種雄牛名の表示を義務化、在庫管理・譲渡等の記録を厳格化
- ・新たな規制への違反等に対する罰則の導入（百万円以下の罰金等）

### 2 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

- ・精液・受精卵について、知的財産的価値の保護の観点から、  
①詐欺・窃盗<sup>さぎ せつとう</sup>により取得したものや、他人から預かったものを不正に取得したもの
- ②国内利用に限定する契約に違反して輸出しようとしたもの
- ③上記①・②を使って生産された子牛や受精卵
- ④更に、上記③を使って生産された子牛（孫牛）や精液・受精卵等に対して差止請求ができることとする。
- ・また、①～④の精液等について、その後に転売を受けた者（不正な経緯を知っているか、重大な過失により知らなかった者が対象）に対しても差止請求ができることとする。
- ・上記の不正利用のうち、悪質なものについては、  
刑事罰を措置（②の契約違反型に係るものは対象外）  
具体的には、  
個人は10年以下の懲役、1千万円以下の罰金（両方の場合あり）  
法人は3億円以下の罰金

○ 和牛遺伝資源の適正な流通管理及び知的財産としての価値の保護強化に向けて、以下の2法が令和2年4月17日に成立し、令和2年10月1日に施行。

① 家畜改良増殖法の一部を改正する法律

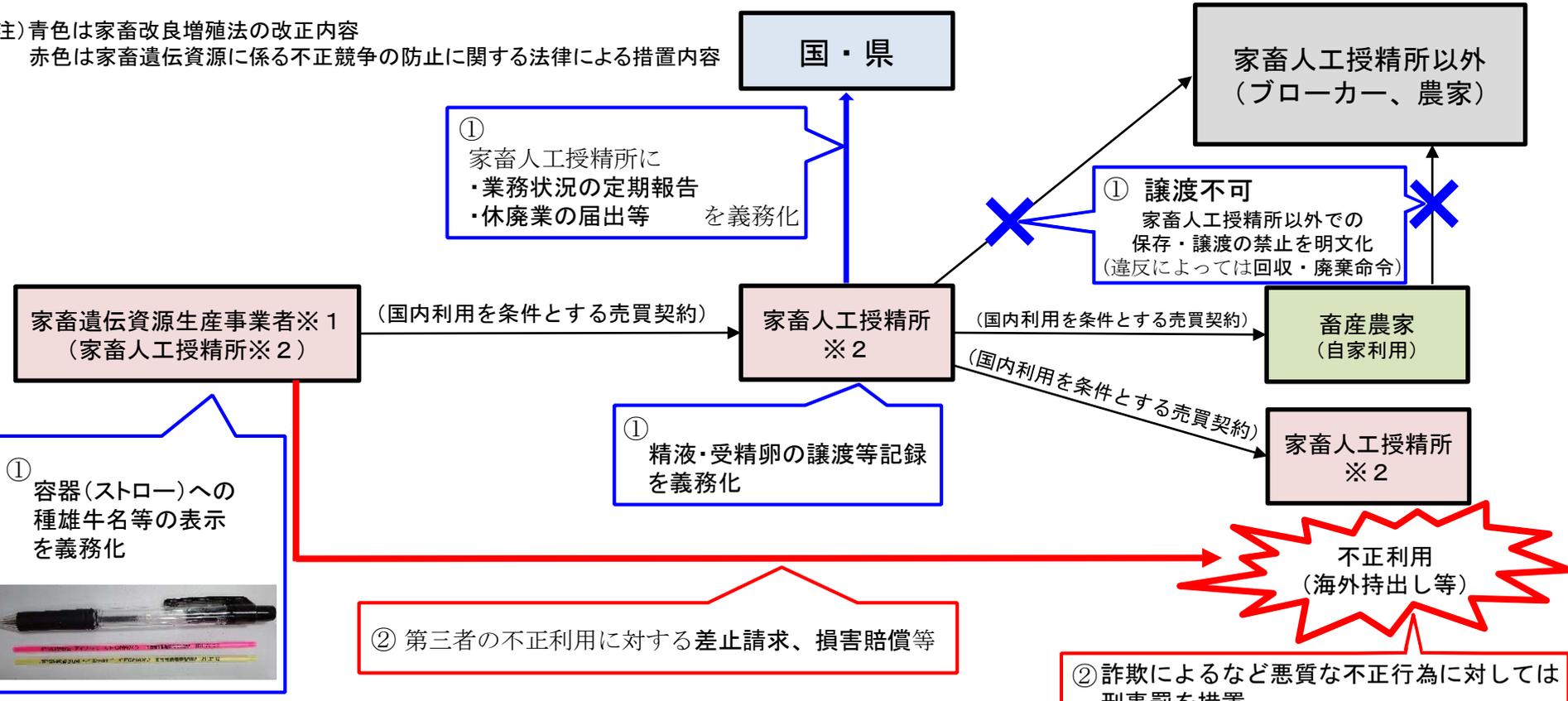
- ・ 精液・受精卵の流通規制の強化

② 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

- ・ 契約の当事者ではない第三者の不正利用にも対抗できる新たな仕組みの創設(差止・損害賠償請求、刑事罰)

注) 青色は家畜改良増殖法の改正内容

赤色は家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律による措置内容



※1 家畜遺伝資源生産事業者とは、種雄牛等の家畜から精液・受精卵を採取・生産し、供給する家畜人工授精所を指す。  
 ※2 家畜人工授精所とは、家畜の精液・受精卵を生産・保管・譲渡する事業所であり、開設には都道府県知事の許可が必要。

② 詐欺によるなど悪質な不正行為に対しては刑事罰を措置  
 個人：10年以下の懲役、  
 1千万円以下の罰金（併科可）  
 法人：3億円以下の罰金